

# 介護老人福祉施設\_運営の留意点について

令和2年6月群馬県介護高齢課福祉施設係

# 1 身体拘束等の適正化に向けた取り組み

## ●運営基準(省令)の見直し(2018年4月～)

従来からの記録(態様・時間・入所者の状況・やむを得ない理由)に加え、次の取り組みを行うことが義務化

- ①身体的拘束等の適正化のための委員会を3月に1回以上開催し、職員に周知を図ること
- ②身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
- ③身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること(年2回以上、新規採用時)

**取り組みが行われていない場合は、減算対象となるので注意**

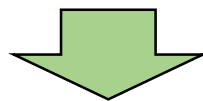
**【身体拘束廃止未実施減算】3ヶ月間 入所者全員の所定単位数10%減算**

**各施設における取組状況の再確認をお願いします**

## 2 加算等の算定について

### (1) 加算の算定期間について

届出が受理された日が属する月の翌月から算定開始  
(受理された日が月の初日である場合は当該月から)



**例) 7月1日までに提出 7月～算定**  
**7月2日～8月1日の間に提出 8月～算定**

**\*必着 (土日・祝日の場合は、翌営業日までに必着)**

### (2) 特定処遇改善加算について

加算額＝介護報酬総単位数×サービス別加算率\*×1単位の単価 \*特養 特定加算Ⅰ(2.7%)、特定加算Ⅱ(2.3%)

## 2 加算等の算定について

### (3) 加算の算定にあたっての留意点

① 加算の算定にあたって利用者や家族の同意や説明が必要な加算

(例)

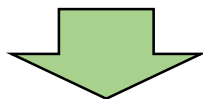
- ・生活機能向上連携、・個別機能訓練
- ・栄養マネジメント加算、・低栄養リスク改善加算
- ・経口移行(維持)加算
- ・看取り介護加算
- ・褥瘡マネジメント加算 ・排せつ支援加算

② 基準を満たしているか毎月の確認が必要な加算

(例)

- ・人員配置に関する減算及び加算(看護体制、夜勤配置)
- ・日常生活継続支援加算
- ・サービス提供体制強化加算

**要件を満たしていない場合は、遑って返還が生じる  
経営面への影響が生じるとともに、返還手続き等の事務手間が発生する**



**担当の方お一人に任せず、自主点検表を活用するなどし、組織としての確認をお願いします**

### 3 外国人人材の配置基準の取扱いについて

**基準算定にあたり誤りがないようにお願いします**

#### (1) 1号特定技能外国人

- ・就労と同時に職員等とみなすことが可能
- ・ただし、一定期間(6ヶ月を想定)、他の日本人職員とチームでケアに当たる等、受入施設における順応をサポートし、ケアの安全性を確保するための体制をとることが求められる。

#### (2) 技能実習生

- ・次の①又は②に該当する場合に職員等とみなすことが可能
- ①技能実習を行わせる事業所において実習を開始した日から6ヶ月を経過した者
- ②日本語能力試験のN2又はN1に合格している者

## 4 非常災害対策について

非常災害に関する具体的な計画を立てることが求められており、各施設の状況に応じた計画を立てる必要がある。

### (1) 避難確保計画の策定(水防法・土砂災害防止法改正関係)

- ・浸水想定区域・土砂災害警戒区域の範囲内にある施設は、浸水・土砂災害を想定した避難確保計画の策定及び避難訓練が義務化。計画を策定した場合は、市町村へ提出。
- ・個別の計画を立てるのではなく、既存の非常災害対策計画に盛り込むことでも可。

### (2) BCP(事業継続計画)の策定

- ・様々な支援の取り組みがあるが、一定期間は、自力で急場をしのげる対策が求められる。
- ・災害時に活用できる応援態勢(各施設の相互応援協定、県災害福祉支援ネットワークなど)を確認し、受援体制についても検討することが重要。